

## 特別解説

# 上場会社監査事務所登録制度 と監査法人

### 上場会社監査事務所登録制度の 法制化

上場会社監査の担い手の裾野の拡大といった会計監査を取り巻く環境変化を踏まえ、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に対する登録制度の導入などを内容とする「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和4年法律第41号。以下「改正法」という。）」が、2022年5月18日に公布された。

日本公認会計士協会では、2007年度から、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、「上場会社監査事務所登録制度」を自主規制として導入していたが、上記の改正法を踏まえ、これまでに自主規制として培ってきた知見・ノウハウを活用していくことを念頭に、2023年4月1日から、上場会社等監査人登録制度を運営している。

この制度では、監査法人又は公認会計士が、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「金商法」という。）第193条の2第1項及び第2項の監査証明に係るものに限る。）を行うときは、上場会社等監査人名簿への登録を受けなければならないこととされている。

また、上場会社等監査人名簿への登録にあたっては、日本公認会計士協会の会議体である

「上場会社等監査人登録審査会」の審議が行われることとなる。

今般の法改正により、上場会社等は、その財務計算に関する書類及び内部統制報告書について、上場会社等監査人名簿に登録を受けた公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないこととなった。

このため、上場会社等は、監査法人又は公認会計士と財務書類に係る金商法の監査証明業務の契約を締結するにあたっては、当該監査法人又は公認会計士が、上場会社等監査人名簿に登録されているかどうかあらかじめ確認が求められることになる。

### 上場会社等監査人登録制度の概要

上場会社等監査人登録制度は、

- ① 上場会社等の監査を行う監査事務所（監査法人又は公認会計士）を法律上の名簿（公認会計士法（昭和23年法律第103号。以下「法」という。）第34条の34の2の「上場会社等監査人名簿」をいう。）に登録し、
- ② 登録を受けた監査事務所（以下「登録上場会社等監査人」という。）に対して“高い規律付け”を求め、
- ③ 登録上場会社等監査人が、上場会社等の監査を行う監査事務所として“高い規律付け”を果たしているかどうかを日本公認会計士協会が確認し（以下「適格性の確認」という。）、